

日本離婚・再婚家族と子ども研究学会倫理規程(案)

本学会は、離婚・再婚家族への適切な支援のあり方を念頭におきながら、特に子どもの養育問題に着目し、子どもの意思への配慮及び利益の尊重と福祉の増進を目指して、これに関連する分野の学術的研究者や実務・実践に携わる者が協働して研究を推進し、もって社会に貢献することを目的とした学術団体である。従って、会員は、関連分野の学術的研究者や司法関係者、実務・実践に携わる者など多岐にわたっており、会員が活動する場も、研究や教育・当事者への心理的援助など、さまざまな分野に及んでいる。場合によっては、会員同士が、対立紛争下にある当事者及びその関係者等(以下「当事者及びその関係者等」を単に「当事者等」と表記する)を、それぞれ別々に援助することもありうる。そのような場合など、対応次第では、当事者等から誤解されたり、疑念や不信感を持たれたりすることにもなりかねないほか、本学会自体の社会的評価を引き下げることにもなりかねない。そのような事態に陥らないよう、会員が遵守すべき倫理規程をここに定める。

第1条 目的

本学会は、本学会規約第3条に掲げた目的の実現のために、この倫理規程を定める。会員は、この倫理規程の遵守に努めなければならない。

第2条 公正と信頼の確保

会員は、研究・教育・当事者等への援助活動その他を行うに際して、また学会運営に際して、公正を維持し、社会の信頼を損なわないよう努めなければならない。

第3条 専門職としての責任の自覚

会員は、自身の研究・教育・当事者等への援助活動その他を行うに際して、専門職としての自覚を持つと同時に、その責任を果たさなければならない。

第4条 知識習得と技能向上の研鑽義務

会員は、常に法的知識や情報、関連する諸分野にかかる知識の習得に努め、また援助技法や技能の向上に向けた研鑽に努めなければならない。

第5条 スーパービジョン等

会員が当事者等への援助活動その他を行うに際しては、スーパーバイザーによるスーパービジョンを受けることが望ましい。また、事例研究等の場にそれを提示して、自身の関与のあり方を振り返り、当事者等に不利益が生じないように、研鑽を積む必要がある。

第6条 個人情報の保護

会員は、教育や研究発表・事例研究その他の場において事例等を提供する場合は、当事者の了解を得ることが望ましい。了解を得ることができない場合においても、終結した事例に、個人を特定できないように内容を改変すること等により、個人情報の保護に努めなければならない。

第7条 インフォームド・コンセント

会員は、当事者等への援助活動等において、その活動に入る前に、当事者等にこれから行う活動の内容について十分な説明を行い、なおかつ当事者等がそれを理解して会員と合意したうえでなければ、その活動等を行ってはならない。

第8条 著作権侵害の禁止

会員は、自身の著作物やあらゆる表現媒体において、他者の思想や表現・著作物を利用する際、以下を遵守しなければならない。

(1) 引用(自分の著作物に他人の著作物を引用して利用すること)は、従たる範囲に限り、引用箇所を明確

に区別し、出典を明記した上で行わなければならない。

(2) 転載(他人の著作物の大部分を複製・コピーして利用すること)は、著作権法上の例外を除き、著作者の許可を得なければならない。

第9条 対立する多重契約の禁止

会員は、相対立する当事者等に同時に援助活動を行う、多重契約を受けてはならない。ただし、相対立する者同士が、同じ目標を共有し、それぞれが多重契約に合意している場合(例えば面会交流支援など)、公的機関が行う調査調整活動の場合、資格を得た者が行うADR調停等は、この限りでない。

第10条 相互批判・相互検証の場の確保

本学会は、会員同士が相互に知識や情報の習得・研鑽を行うために、相互批判・相互検証の場を提供する。

第11条 倫理委員会の設置

本学会は、前条までにあげた倫理が会員に履行されていることを確認するため、倫理委員会を設置する。倫理委員会は、必要に応じて、理事の中から互選された者又は会員の中から学会長の推薦を受けた者を倫理委員として構成する。倫理委員のうちの1名を倫理委員会委員長とし、倫理委員の中で互選する。

第12条 倫理委員会の職務

倫理委員会は、会員が第6条乃至第9条に反する行為を行ったという情報を得たときは、当該行為の疑いを受けた会員の陳述を聴取したうえで、必要に応じて、注意勧告・一定期間(2年以内)の会員資格停止・除名の処分を、倫理委員会委員長名で理事会に意見具申する。

2 理事会は、理事の3分の2以上の賛成により、注意勧告・一定期間(2年以内)の会員資格停止に関して処分を行うことができる。除名の処分に関しては、理事の3分の2以上の賛成を得た上で、総会において除名発議を行うことができる。

3 注意勧告・一定期間(2年以内)の会員資格停止処分を受けた会員は14日以内に不服申し立てを行うことができる。

第13条 改廃

この倫理規程の改廃をするときは、総会において、改廃をすることができる。

付則

第1条 この倫理規程は、2019年*月*日から実施する。